

# 【速報】上海における住宅積立金の負担軽減等の措置について

住宅積立金は中国の社会保障制度の一部として、社会保険と同様に法令により加入が義務付けられており、会社が従業員を雇用するに当たって必ず生じる負担となります。現在、中国では、社会保障制度の改革が実施されており、社会保険料率基準の全国的な統一、社会保険料の会社負担の軽減に向けた政策が進められていますが、このたび、上海市において住宅積立金の拠出比率に関する規定が改正されました。今回は、この拠出比率に関する規定改正の内容、及び注意事項について説明します。

## 1. 従来の住宅積立金の拠出比率

住宅積立金は、制度加入者個人の住宅関連支出（住宅の購入、内装、賃借など）に充てることを目的とした積立金であり、制度加入者個人（従業員）及びその雇用主（会社）が法令の規定に基づいて資金を拠出することとされています。この資金の拠出義務については、国家が定める住宅積立金管理条例に規定されており、会社が拠出する資金については法定福利費用（社会保険料と同様）として会社費用に計上されることとなります。

住宅積立金の拠出金額は、【基数】×【比率】の計算式で計算されます。【基数】は、制度加入者個人が現在の雇用主の下で前年一年間に受給した賃金総額から算出される月額平均賃金とされ、入社一年目の場合には、入社翌月の賃金が【基数】とされます。また、【比率】については、各地域でそれぞれ規定されることとなっていますが、上海では、これまでは、制度加入者個人（従業員）が7%、雇用主（会社）が7%の合計14%としてきました。

## 2. 今回の改正の内容

上海市の住宅積立金は7月1日～翌年6月30日を一年として徴収管理が行われますが、2018年7月1日から開始する一年について、住宅積立金の拠出比率を選択することが可能となりました。選択が可能な拠出比率は以下の通りです。

### ■2018年7月1日～適用される住宅積立金拠出比率

合計	拠出比率	
	加入者個人 (従業員)	雇用主 (会社)
14%(原則)	7%	7%
12%	6%	6%
10%	5%	5%

また、以下の基準を満たす企業は、住宅積立金管理委員会の批准を得て、上記を下回る特別な拠出比率の適用を受けることができます。

## ■特別な拠出比率の適用を受けられる条件

- 2年以上連続で損失を計上し、かつ従業員の月額平均賃金が前年の上海市の月額平均賃金の60%を下回る状況にある企業
- 設立から3年以内であり、かつ国家规定に符合する小規模零細企業

### 3. 注意事項

今回の改正により、会社の判断により住宅積立金の拠出比率（10%、12%、14%）を選択することができるようになりました。しかしながら、拠出比率の変更は、従業員福利や賃金支給額に影響をもたらすことになるため、拠出比率の変更にあたっては、従業員全体との間で合意が形成されていることが要求されます。従業員人数が比較的少ない会社であれば全従業員との合意、工場など従業員人数が多い場合には従業員代表大会などによる合意が必要とされる点に注意が必要です。

また、今回の改正では、会社ごとに適用される拠出比率の選択が可能になったにとどまり、従業員個人間で異なる拠出比率を適用することを認めているわけではない点にも注意が必要といえます。

#### （執筆者連絡先）

上海成和ビジネスコンサルティング(SSBC) / 税理士法人 成和 代表 渡辺基成  
住所: 上海市長寧区延安西路 1600 号 禾森商務中心 303 室  
電話番号: +86-21-5237-6737  
E-mail: info@seiwa-group.jp Website: <http://www.seiwa-group.jp/>